

全建労発第61号
平成26年1月22日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会 長 浅沼 健一
(公印省略)

「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止
対策要綱」の改正について

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、廃棄物焼却施設における解体作業の事業者が講ずべき基本的な措置については、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策について」（平成13年4月25日付け基発第401号）に定められていますが、この度、厚生労働省労働基準局より焼却炉をあらかじめ取り外した上で、定常的な処理施設に運搬して付着物の除去と解体を行う際の取り外し作業が不適切に行われることによる、労働者へのばく露や運搬時の汚染物の飛散防止等を内容とする標記要綱の改正が行われた旨周知依頼がありました。

つきましては、貴協会傘下会員に対して廃棄物の焼却施設における焼却炉等設備の解体等作業におけるダイオキシン類ばく露防止を徹底するようご周知頂きますようお願い申し上げます。